

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

## 有限会社の現物出資

Q：株主が会社に対する金銭債権を現物出資して増資ができるそうですが、有限会社でも可能でしょうか。

A：オーナー社長など株主の有する金銭債権を現物出資することにより増資が認められ、最低資本金に達していない会社には朗報となりました。

平たく言えば、会社が株主から借りている借入金を資本金に振り替えることができるというものです。

株主側からみれば、出資をするにあたり新たに現金を用意する必要はなく、会社側からみれば借入金が減ってそれだけ資本金が増え、結果として純資産額が増加するので、好都合となります。

法務省通知により増資の一方法として認められることとなったわけですが、通知では株式会社における増資の事例が取り上げられていました。しかし、株式会社と有限会社を差別する理由もないことから、有限会社についても金銭債権の現物出資は可能のようです。

現物出資は、原則として裁判所の選任した検査役（弁護士など）の調査が必要となります。しかし、少額の現物出資として、次のいずれかのケースでは調査の省略が認められています。

- ①現物出資者に付与する出資総口数が資本の10分の1以下かつ増加資本の5分の1以下であるとき
- ②現物出資の目的財産の価格の総額が500万円以下であるとき

